

三条市過疎地域持続的発展計画について

R3. 7. 20 市民部地域経営課

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」）について

【公布・施行】

令和3年3月31日公布、4月1日施行

【概要】

一定の要件を満たす市町村を過疎地域とし、期限を設けて特別措置を講じる法律
 (目的)

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

三条市は下田地域において新過疎法上の過疎地域の要件を満たすため、「特定期間合併市町村に係る一部過疎」として令和3年4月1日付で公示された。
 ※新潟県内の新たに一部過疎となった市町村…五泉市、阿賀野市

2 過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の市町村は、県が国の同意を得て定めた方針に基づき、**市町村議会の議決を経て「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができ、計画が策定されると以下のような特別措置を受けることができる。**

(主な特別措置)

- ① 過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金の70%を交付税措置、ソフト事業の発行も可能）
 対象地域：下田地域全域

【参考】

辺地対策事業債（充当率100%、元利償還金の80%を交付税措置、ハード事業のみ）
 対象地域：笠堀辺地、中浦辺地、早水辺地、大平辺地

- ② 国庫補助事業の補助率かさ上げ（ex. 保育所又は認定こども園の設備新設等）
 ③ 税制措置
- ・ 所得税、法人税に係る減価償却の特例
 - ・ 地方税（不動産取得税、事業税、固定資産税）の課税免除に伴う減収補填措置
 ※固定資産税の課税免除を適用するためには地方税法第6条の規定に基づく課税免除等のための条例を制定しなければならない。（不動産取得税、事業税は県税のため、県で条例制定）

特別措置を活用することで、下田地域において地域の実情に応じたより効果的な施策を講じることができることに加え、三条市全体の持続可能な地域社会の形成にもつながる

三条市として過疎地域持続的発展計画を策定する

【参考】税制措置について

(第 23 条 減価償却の特例)

企業等が設備の取得等（修繕を含む）をした場合、通常の減価償却に割増償却分を上乗せ計上できる。

- ・対象事業 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業
- ・取得価額 別表のとおり
- ・適用期間 市町村計画が定められた日～R6. 3. 31

(第 24 条 地方税の課税免除に伴う減収補填措置)

企業等が設備の取得等（修繕を含む）をした場合、事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除を受けることができる（減収補填措置 75%）。

- ・対象事業 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業
畜産業、水産業を行う個人（個人事業税のみ）
- ・取得価額 別表のとおり
- ・適用期間 R3. 4. 1～R6. 3. 31（遡及適用）

条例制定が必要

別表

対象業種	資本金規模		
	5,000 万円以下	5,000 万円以上 1 億円以下	1 億円以上
製造業 旅館業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500 万円以上	500 万円以上	

※資本金等の規模が 5,000 万円超の事業者は、新增設に係る取得に限る